

(目的)

第 1 条 この要綱は、土砂採取等を伴う開発行為によって、河川及び水路等への土砂の流出及び浸水等の被害を防止し、町民生活の安全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 大郷町開発指導要綱第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をいう。
- (2) 開発事業者 大郷町開発指導要綱第 2 条 1 項第 3 号に掲げる者をいう。
- (3) 管理者 この要綱によって設置される防災調整池を維持管理する者をいう。
- (4) 防災調整池 開発行為を行う区域から流出する雨水を一時的に貯留する施設で次に掲げるものをいう。
 - ア 貯留型防災調整池 地表、地下又は建築物の一部に雨水を一時的に貯留し、その集中的な流出を防ぐために設置する施設をいう。
 - イ 浸透型防災調整池 雨水を地中に浸透させるために、浸透性のある素材によって施工する浸透埋設管、浸透雨水柵、浸透性舗装等の施設をいう。
 - ウ 併用型防災調整池 貯留型防災調整池・浸透型防災調整池併用施設をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、7,000 m²以上の土砂採取を伴う開発行為を行う場合に適用する。ただし、土砂採取後、継続して開発行為を行うことにより土砂の流出が防止される場合については適用しない。

(防災調整池の設置)

第 4 条 開発事業者は、7,000 m²以上の開発行為を行う場合は、原則として 1h a 当たり 340 m³の容量を持つ防災調整池を設置しなければならない。

(適用除外)

第 5 条 他の法令等の規定により、当該土地に前条に定める防災調整池を設置することができないとき、又は前条に定める防災調整池と同等以上の機能を有する防災調整池の設置が義務付けられているときは要綱の適用外とする。

(協議)

第 6 条 開発事業者は、開発行為を行おうとするときは、関係法令及びこの要綱に適合するように計画し、あらかじめ、大郷町土砂採取に伴う防災調整池設置技術基準に定める書類を添えて町長に提出して協議を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された内容を審査し、その結果協議が整ったときは、その旨を事業者に通知する。

(立入調査及び勧告等)

第 7 条 町長は、防災調整池の工事期間中、担当職員を開発行為の区域内に立ち入らせ、工事状況を調査させることができる。

2 町長は、必要があると認めたときは、開発事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、また勧告することができる。

(工事の完了届等)

第 8 条 開発事業者は、防災調整池の工事が完了したときは、その旨を書面により町長に届出て、その検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の届出があった場合は、速やかに検査し、その結果を書面により事業者に通知するものとする。

(防災調整池の恒久化)

第9条 防災調整池は、原則として恒久的施設とする。ただし、施設の廃止又は機能の変更を必要とする場合は、あらかじめ町長と協議しなければならない。

(防災調整池の維持管理)

第10条 防災調整池の維持管理は、開発事業者が行うものとする。

2 開発事業者は、防災調整池管理規則を作成し町長に提出しなければならない。

3 開発事業者は、前項管理規則に基づき、防災調整池の機能が維持されるよう適正な維持管理に努めなければならない。

(普及奨励)

第11条 町長は、防災調整池の普及促進を図るため、事業者に対し、積極的に奨励するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのないもの又は必要な事項については、その都度別に町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前に開発行為の同意を受けた開発行為及び事前協議書が受理された開発行為については、この要綱にかかわらず、なお従前の例による。